

ご遺族の方へ

謹んでお悔やみ申し上げます

ご家族・ご親族様が亡くなられたことに伴う公的手続について、主なものをご案内いたします。

なお、個々のお手続に関する詳細につきましては、各担当窓口・連絡先へお問合せください。

- 1 世帯主変更に関する事
- 2 年金に関する事
- 3 国民健康保険に関する事
- 4 後期高齢者医療に関する事
- 5 介護保険に関する事
- 6 農地に関する事
- 7 障害福祉に関する事
- 8 児童に関する事
- 9 小・中学校に関する事
- 10 水道に関する事
- 11 税に関する事
- 12 印鑑登録に関する事
- 13 その他市役所以外での手続
- 14 相談窓口のご案内

参考 委任状（見本）

令和5年10月1日現在

朝 霞 市

〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号

☎048-463-1111（代表）

1 世帯主変更に関すること

確認	内容	必要書類	窓口・連絡先
1 □	<p>世帯主であった方が亡くなられた場合は、世帯主が変更となります。</p> <p>朝霞市では、死亡届が提出された時点で、次のように世帯主の登録をしています。</p> <p>①原則、配偶者がいる場合は配偶者、配偶者がいない場合は世帯の中で直系の年長者が世帯主となります。</p> <p>□ ②別の方を世帯主にしたい場合は、世帯主変更の届出をしてください。</p>	<p>届出ができるのは、同一世帯の方です。</p> <p>窓口に来る方の本人確認資料</p> <p>A 官公署が発行した顔写真付きの身分、資格証明書など。(有効期限内のもの)</p> <p>[マイナンバーカード、住基カード、運転免許証、旅券(パスポート)など]1点</p> <p>B 「A」を所持していない場合、健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証などを2点ご提示ください。</p> <p>※代理人の場合、委任状と、代理人の本人確認資料が必要です。</p>	<p>○市役所1階 総合窓口課 内線 2613 直通 463-2605</p> <p>○内間木支所 直通 471-1632</p> <p>○朝霞台出張所 直通 467-1115</p> <p>○朝霞駅前出張所 直通 452-6000</p>

2 年金に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 □	<p>国民年金加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・死亡一時金の請求 ・寡婦年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる方) ・死亡届の提出 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・住民票(請求者の世帯全員) ・住民票の除票(亡くなられた方) ・年金手帳または 基礎年金番号通知書(亡くなられた方) ・年金証書(亡くなられた方) ・請求者名義の預貯金通帳 ・窓口に来る方の本人確認できるもの (マイナンバーカード・運転免許証等) <p>※請求する手続の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、在学証明書等が必要になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>○市役所1階16番窓口 保険年金課 国民年金係 内線 2622 2623 直通 463-0284</p>
□	<p>国民年金だけの受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未支給年金の請求 ・遺族基礎年金の請求 (18歳未満の子がいる方) ・死亡届の提出 		
2 □	<p>厚生年金加入者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺族厚生年金の請求 	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本 ・住民票(請求者の世帯全員) ・住民票の除票(亡くなられた方) ・年金手帳または 基礎年金番号通知書(亡くなられた方) ・年金証書(亡くなられた方) ・請求者名義の預貯金通帳 ・窓口に来る方の本人確認できるもの (マイナンバーカード・運転免許証等) <p>※請求する手続の種類により、生計同一証明書、委任状、請求者の所得証明書、死亡診断書の写し、在学証明書等が必要になる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>○川越年金事務所 (川越市脇田本町 8-1U_PLACE5階) 電話 049-242-2657 〈アクセス〉 東武東上線 「川越駅」西口 徒歩2分</p>
□	<p>厚生年金だけの受給者</p> <p>□ 厚生年金と国民年金の受給者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未支給年金の請求 ・遺族厚生年金の請求 ・死亡届の提出 		
3 □	<p>共済年金加入者・共済年金受給者</p>	<p>各共済組合または川越年金事務所にお問合せください。</p>	

3 国民健康保険に関すること

確認	手続の種類	必要書類・期限	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請 国民健康保険被保険者の方が亡くなった場合に、喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。	<p>[持参するもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会葬礼状または、葬儀費用の領収書等 (亡くなられた方と葬祭を行った方(喪主)の氏名が記載されたもの) ・葬祭を行った方(喪主)名義の預貯金通帳 ・亡くなられた方の国民健康保険被保険者証 ・窓口に来る方の本人確認ができるもの (運転免許証等) <p>※期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内 ※亡くなられた日から過去3か月以内に社保等の健康保険へ加入していた場合は、当時加入していた社保等から支給される場合があります。 ※喪主以外の方が手続する場合は、委任状と窓口に来る方の本人確認資料が必要になります。詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>○市役所1階17番窓口 保険年金課 国民健康保険係 内線 2624 2625 2627 直通 463-0283</p>
2 <input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還 (該当する場合のみ)	<p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 	

4 後期高齢者医療に関すること

確認	手続の種類	必要書類・期限	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	葬祭費の支給申請 後期高齢者医療被保険者の方が亡くなった場合に、喪主の方に葬祭費として5万円が支給されます。	<p>[持参するもの]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会葬礼状または、葬儀費用の領収書等 (喪主の氏名が記載されたもの。領収書は、葬祭費の一式であることがわかるもの。食事代、花代等は不可。) ・葬祭を行った方(喪主)名義の預貯金通帳 ・亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証 ・相続人の印鑑(認印)及び、預金通帳 ・窓口に来る方の本人確認ができるもの (マイナンバーカード・運転免許証等) <p>[記入する書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療葬祭費支給申請書 ・申立書(医療給付・保険料還付) ・送付先変更届 <p>※期限: 葬祭を行った日の翌日から2年以内</p>	<p>○市役所1階18番窓口 保険年金課 高齢者医療係 内線 2632 2638 直通 463-1928</p>
2 <input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還 (該当する場合のみ)	<p>[提出書類]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 	

5 介護保険に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、 各種受給者証の返還 (該当する場合のみ)	[持参するもの] ・介護保険被保険者証 ・介護負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	○市役所1階 13・14番窓口 長寿はつらつ課 介護保険係 内線 2636 2637 直通 463-1719
2 <input type="checkbox"/>	介護保険料等の還付 (該当する場合のみ)	[持参するもの] ・相続人の印鑑(認印) ・相続人の預貯金通帳 [記入する書類] ・介護保険被保険者死亡にかかる届出書	

— メモ欄 —

6 農地に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	農地を相続された方	・農地法第3条の3第1項の規定による届出	○市役所5階56番窓口 農業委員会事務局 内線 2121 直通 463-1906
2 <input type="checkbox"/>	農業者年金加入者 (農業者年金、経営移譲年金、 農業者老齢年金) ・年金受給権者死亡届 ・未支給年金請求	・亡くなった方の年金証書 ・死亡者と請求者との続柄を確認できる 戸籍謄本等 ・請求者の通帳 ・請求者の印鑑 ※手続は、あさか野農業協同組合 朝霞支店 で行います。他の書類等も必要になる場合が ありますので、事前にお問合せください。	

— メモ欄 —

7 障害福祉に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	障害者手帳の返還 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	・手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳) ・各種申請書・届出書(窓口にあります)	○市役所1階12番窓口 障害福祉課 障害福祉係 障害給付係 内線 2648 2652 2653 2658 2666 2667 直通 463-1598 463-1599
2 <input type="checkbox"/>	各種受給者証の返還 ・重度心身障害者医療費受給者証 ・障害福祉サービス受給者証 ・自立支援医療費受給者証	・各種変更喪失届(窓口にあります) ・各種受給者証 ・相続人の預貯金通帳(亡くなった方への未支給の給付金がある場合)	
3 <input type="checkbox"/>	手当の資格喪失の届出 ・在宅重度心身障害者手当 ・特別児童扶養手当 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・福祉手当(経過措置分) ・交通費補助(タクシー券・ガソリン・ICカード) ・紙おむつ支給事業	・各種資格喪失届(窓口にあります) ・証書(特別児童扶養手当のみ) ・相続人の預貯金通帳(亡くなった方への未支給の給付金がある場合) ・異動届出書(紙おむつ支給事業のみ)	
4 <input type="checkbox"/>	埼玉県心身障害者扶養共済の届出	【加入者(保護者)が亡くなったとき】 ・年金給付請求書(窓口にあります) ・死亡・障害届(窓口にあります) ・死亡診断書(原本)又は死体検案書(原本) (原本が提出できない場合は原本証明された写し) ・加入者の死亡がわかる住民票(除票) ・障害のある方(年金受給権者)の住民票 【障害のある方(年金受給権者)が亡くなったとき】 ・死亡・障害届(窓口にあります) ・障害のある方の死亡がわかる住民票(除票) ※1年以上加入後、まだ年金を受給していない場合は、弔慰金の対象となるため、下記の書類も必要です。 ・弔慰金給付請求書(窓口にあります) ・口座振替依頼書(窓口にあります) ・加入者(保護者)の住民票	

8 児童に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	児童手当	受給者が亡くなったとき ・新規申請書、未支払請求書、児童名義の通帳	○市役所2階25番窓口 こども未来課 こども給付係 内線 2645 2647 直通 463-2834
2 <input type="checkbox"/>	こども医療費	受給者が亡くなったとき ・消滅届、新規申請書 ・相続人であることが分かる書類 (未請求の医療費を相続人の口座に振り込む場合) ・相続人の口座の分かるもの	
3 <input type="checkbox"/>	児童扶養手当	受給者が亡くなったとき ・受給者死亡届 ・児童名義の通帳 ひとり親世帯となったとき ・新規申請書 ・戸籍謄本 ・年金手帳 ・公的年金に関する書類等 ※受給要件あり	
4 <input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費	受給者が亡くなったとき ・消滅届 ・相続人であることが分かる書類 (未請求の医療費を相続人の口座に振り込む場合) ・相続人の口座の分かるもの ひとり親世帯となったとき ※児童扶養手当に同じ ※受給要件あり	
5 <input type="checkbox"/>	保育園・小規模保育施設利用者	保護者が亡くなったとき (保護者変更の届出) ・家庭状況変更届出書 ・教育・保育給付認定変更申請書 ・教育・保育給付認定申請内容変更届出書 児童が亡くなったとき ・保育所等退所届兼退所報告書	○市役所2階24番窓口 保育課 保育係 内線 2643 2646 直通 463-2836
6 <input type="checkbox"/>	放課後児童クラブ利用者	保護者が亡くなったとき (保護者変更の届出) ・家庭状況変更届 児童が亡くなったとき ・退所届	○市役所2階24番窓口 保育課 保育支援係 内線 2690 直通 463-6720
7 <input type="checkbox"/>	幼稚園等利用者	保護者が亡くなったとき (保護者変更の届出) ・施設等利用給付認定 申請内容変更届出書 児童が亡くなったとき ・施設等利用給付認定 申請内容変更届出書	
<p>児童に関する手続は、マイナンバーカード(もしくは、通知カードと運転免許証等の本人確認書類)・通帳・健康保険証をご持参ください。</p> <p>詳細については、こども未来課又は保育課にお問合せください。</p>			

9 小・中学校に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	就学援助制度	公立の小・中学校に通うお子さんがいるご家庭で、学用品の購入等にお困りの場合、その一部を就学援助制度で援助します。(所得制限あり) 〔持参するもの〕 ・ 申請人名義の通帳	○市役所4階42番窓口 教育管理課 内線 2442 電話 463-0793
ご家庭により所得制限額が異なりますので、詳しくは教育管理課までご相談ください。			
2 <input type="checkbox"/>	入学準備金制度	小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、大学等、専修学校に入学する方の保護者で、入学金等の資金調達が困難な方に入学準備金を貸付けします。 【申込要件及び貸付金額、申込期間、必要書類】 お問い合わせください。	○市役所4階42番窓口 教育管理課 内線 2442 電話 463-0793
3 <input type="checkbox"/>	奨学金制度	高等学校、専修学校、大学等に入学を許可された方または在学している方で、経済的理由により就学困難な方に奨学金を貸与しています。 【申込要件及び貸与金額、申込期間、必要書類】 お問い合わせください。	○市役所4階42番窓口 教育管理課 内線 2442 電話 463-0793

10 水道に関すること

確認	手続の種類	必要書類	窓口・連絡先
<input type="checkbox"/>	1 水道の利用者を変更する場合	電話で受付ができます。 右記連絡先へお電話ください。	○水道庁舎(3階) (朝霞市泉水2-13-1) 上下水道総務課 電話 462-3366
<input type="checkbox"/>	2 水道の利用を中止する場合	電話または電子申請から受付できます。 右記連絡先にご連絡または朝霞市電子申請 をご利用ください。	
<input type="checkbox"/>	3 水道料金の振替口座を 登録・変更する場合	所定の用紙を送付いたします。 右記連絡先へお電話ください。	
<input type="checkbox"/>	4 水道メーターを撤去する場合	工事等が必要になります。 右記連絡先へお電話ください。	○水道庁舎(2階) (朝霞市泉水2-13-1) 水道施設課 電話 463-8699
<input type="checkbox"/>	5 水道(給水装置)の所有者を 変更する場合	所定の用紙を送付いたします。 右記連絡先へお電話ください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・お問い合わせいただいた際に、亡くなられた方との関係をお伺いします。 ・亡くなられた方が使用された水量の水道料金は、支払いが必要になります。 (詳細につきましては、上下水道総務課までご連絡ください。) ・下水道(使用料)に関しては、上記により同時に手続ができます。 			

1 1 税に関すること

確認	手続の種類	期限	窓口・連絡先
1	相続人代表者指定届(兼固定資産現所有者申告書)		○市役所2階20～23番窓口
<input type="checkbox"/>	固定資産税・都市計画税	速やかに	課税課固定資産税係(23番窓口) 内線 2132～2135 直通 463-2875
<input type="checkbox"/>	市民税・県民税	速やかに	課税課市民税係(21番窓口) 内線 2233～2237 直通 463-2853
<input type="checkbox"/>	軽自動車税(種別割)	速やかに	課税課庶務係(22番窓口) 内線 2232 直通 463-2851
<input type="checkbox"/>	国民健康保険税、市税等未納分	速やかに	収納課納税管理係(20番窓口) 内線 2222 2227 直通 463-2040
2 <input type="checkbox"/>	市税等の振替口座の登録・変更手続	速やかに	○市役所2階20番窓口 収納課納税管理係 内線 2222 2227 直通 463-2040
3 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	車両等の名義変更手続 原付バイク(125cc以下) 農耕車両等	相続から15日以内	○市役所2階22番窓口 課税課庶務係 内線 2232 直通 463-2851
4 <input type="checkbox"/>	車両等の名義変更手続 軽自動車(三輪、四輪)	相続から15日以内	○軽自動車検査協会 埼玉事務所 所沢支所 (入間郡三芳町大字北永井360-3) 電話 050-3816-3111
5 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	車両等の名義変更手続 普通自動車 2輪車(125cc超)	相続から15日以内	○埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 (所沢市大字牛沼字下原兀688番地1) 電話 050-5540-2029
6 <input type="checkbox"/>	所得税の準確定申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月を経過した日の前日まで	○朝霞税務署 (朝霞市本町1丁目1番46号) 電話 467-2211
7 <input type="checkbox"/>	相続税の申告	相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内	
8 <input type="checkbox"/>	相続の放棄・限定承認	相続の開始があったことを知ったときから3か月以内	○さいたま家庭裁判所 (さいたま市浦和区高砂3-16-45) 電話 048-863-8844
9 <input type="checkbox"/>	不動産登記の変更手続	速やかに	○さいたま地方法務局志木出張所 (志木市本町1-4-25) 電話 476-1230
<p>税に関する手続は、個々の事案により必要書類等が異なりますので、詳細については、窓口・連絡先にお問合せください。</p>			

1 2 印鑑登録に関すること

確認	手続の種類	内容	窓口・連絡先
1 <input type="checkbox"/>	印鑑登録証の返還	印鑑登録されている方が亡くなられた場合、死亡届が受理され、住民票が死亡につき消除されると、その方の印鑑登録は廃止されます。 ※本人の死亡後に交付された印鑑登録証明書は無効になります。	○市役所1階 総合窓口課 内線 2613 直通 463-2605 ○内間木支所 直通 471-1632 ○朝霞台出張所 直通 467-1115 ○朝霞駅前出張所 直通 452-6000

1 3 その他の手続

※個人によって必要かどうかは異なりますので、あくまでも参考としてご覧ください。

確認	手続が必要と思われる内容	手続先	備考欄
<input type="checkbox"/>	生命保険	保険会社	
<input type="checkbox"/>	入院保険	保険会社	
<input type="checkbox"/>	簡易保険	郵便局	
<input type="checkbox"/>	火災保険の名義変更	損保会社	
<input type="checkbox"/>	自動車保険(自賠責・任意保険)	損保会社	
<input type="checkbox"/>	預貯金口座	金融機関	
<input type="checkbox"/>	株式等	証券会社等	
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	クレジットカード会社	
<input type="checkbox"/>	相続登記 ※死亡した方が所有権の登記名義人(所有者)となっている不動産(土地、建物)がある場合	さいたま地方法務局志木出張所	志木市本町1丁目4番25号 476-1230
<input type="checkbox"/>	公共料金などの名義変更等	NHK 電気会社 ガス会社 固定電話・携帯電話会社	
<input type="checkbox"/>	遺品整理 ※ごみとして処分する場合	一般廃棄物処理業許可業者又は相続人ご自身で	詳しくは市ホームページをご覧ください。 「遺品をごみとして処分される場合のご案内」 

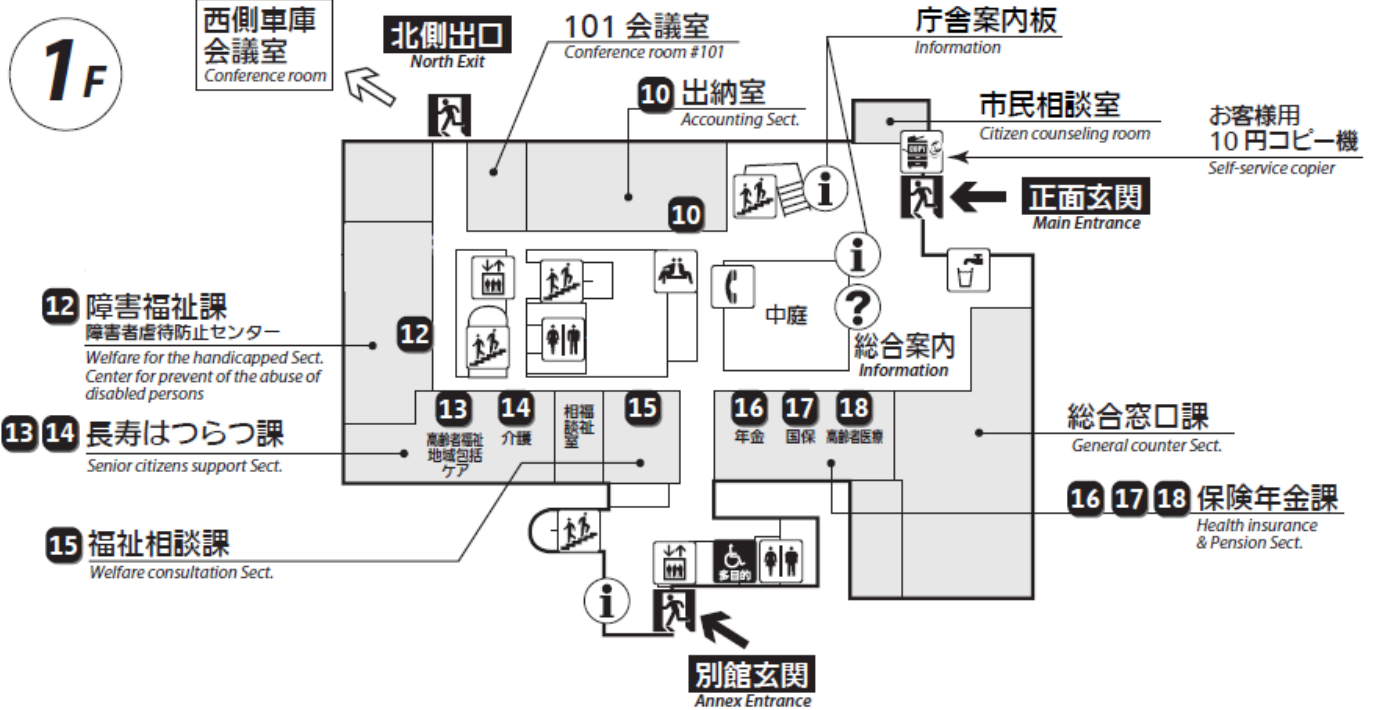
14 相談窓口のご案内

名称	相談内容	日時	場所	相談員	問い合わせ
法律相談 【予約制】	相続、離婚、多重債務などの法的なこと (企業、法人などを除き個人の相談に限る)	毎週水・金曜日 《1組30分》 午前10時～正午 午後1時～3時	法律相談室 (市役所別館4階)	弁護士	地域づくり支援課 ☎463-2648 ※電話または窓口で予約
年金相談 【予約制】	・年金加入記録の確認やねんきん定期便の見方 ・老齢年金の請求 ・仕事をしながらの年金受給 ・遺族年金について ・障害年金の請求 など	毎月第2・4木曜日 午後1時～5時	市民相談室 (市役所1階)	社会保険労務士	保険年金課 ☎463-1264
税務相談 【予約制】	納税および申告手続など、税務全般について	毎月第3月曜日 (祝日の場合は翌日) 午後1時～4時30分	市民相談室 (市役所1階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	課税課 ☎463-2851
税務相談 (税理士会) 【予約制】	納税および申告手続など、税務全般について	毎週水曜日 午後1時30分～4時	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 (幸町1-3-6 石川ビル2階)	関東信越税理士会 朝霞支部所属税理士	関東信越税理士会 朝霞支部事務局 ☎465-0025
休日納税相談	・市税を納期限内に納税できない方を対象とした納付方法の相談について ・市税の納付	毎月第1・3日曜日 (5～7月は第4も実施) 午前8時30分～正午 ※1月・8月の第1日曜日を除く	収納課 (市役所2階)	収納課職員	収納課 ☎463-2023
福祉の総合相談 (生活困窮者自立支援相談)	・高齢者困りごと相談をはじめ、様々な福祉に関する相談 ・経済的に困窮し、最低限の生活を維持することができなくなる恐れのある方の就労支援や自立に関する相談	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	福祉相談課 (市役所1階)	福祉相談支援員	福祉相談課 ☎423-5082
福祉についての相談	日常生活上の相談や生活困窮に関する困りごとについて	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	総合相談支援係 (はあとびあ3階)	社会福祉協議会 職員	社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎486-2478
生活保護相談	生活に困窮した方の生活保護の相談	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	生活援護課 (市役所4階)	生活援護課職員	生活援護課 ☎463-1576 ☎463-1562 ☎423-0163
ひとり親家庭の方の相談	・保護者の経済的自立に向けた給付 ・子どもの学習支援など	毎週月～金曜日 午前8時30分 ～午後5時15分	こども未来課 (市役所2階)	こども未来課職員	こども未来課 ☎463-2834
不動産無料相談 【予約制】	不動産に関わる賃貸、売買、またはトラブル等について	毎月第2木曜日 (祝日の場合は第3木曜日) 午前10時～正午	市民相談室 (市役所1階)	不動産相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部事務局 ☎468-1717
空き家のワンストップ 無料相談窓口 【予約制】	市内にある空き家の所有者または管理者の方々を対象にした空き家の管理・売買・修繕等についての相談	午前10時～午後4時 ※水・土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(公社)埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部	空き家相談員	(公社) 埼玉県宅地建物取引業協会 県南支部事務局 ☎468-1717
		午前10時～午後4時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(一社)埼玉県建築士事務所協会 県南支部		(一社) 埼玉県建築士事務所協会 県南支部事務局 ☎461-4507
		午前9時～午後6時 ※土・日曜日、祝日、年末年始、お盆休みを除く	(一社)日本空家対策協議会		(一社) 日本空家対策協議会 ☎042-453-8000

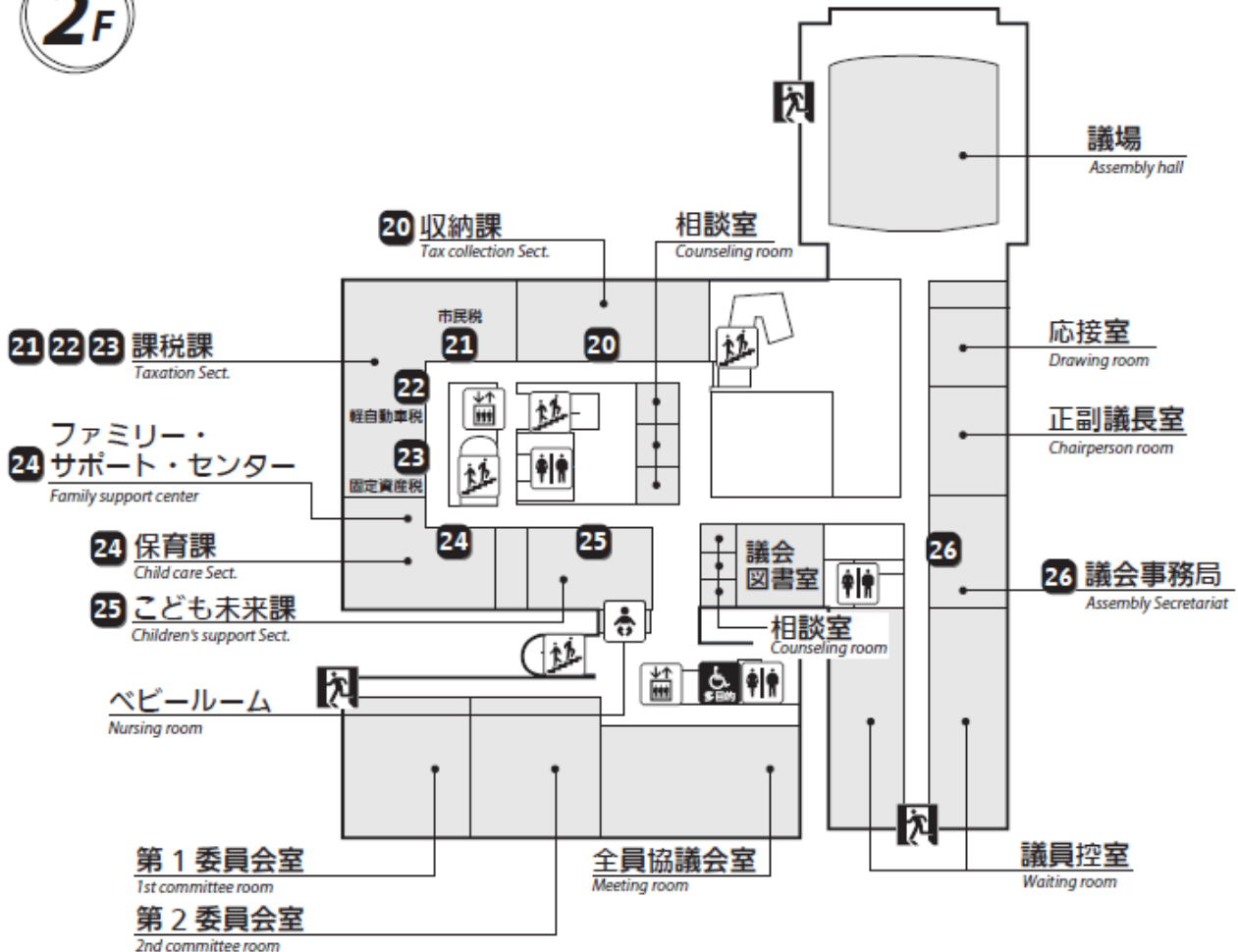
※ 特に記載のないものは祝日・年末年始はお休みです。

※ ここに掲載した相談窓口は、ほんの一例です。他の各種相談については、朝霞市ホームページをご覧ください。

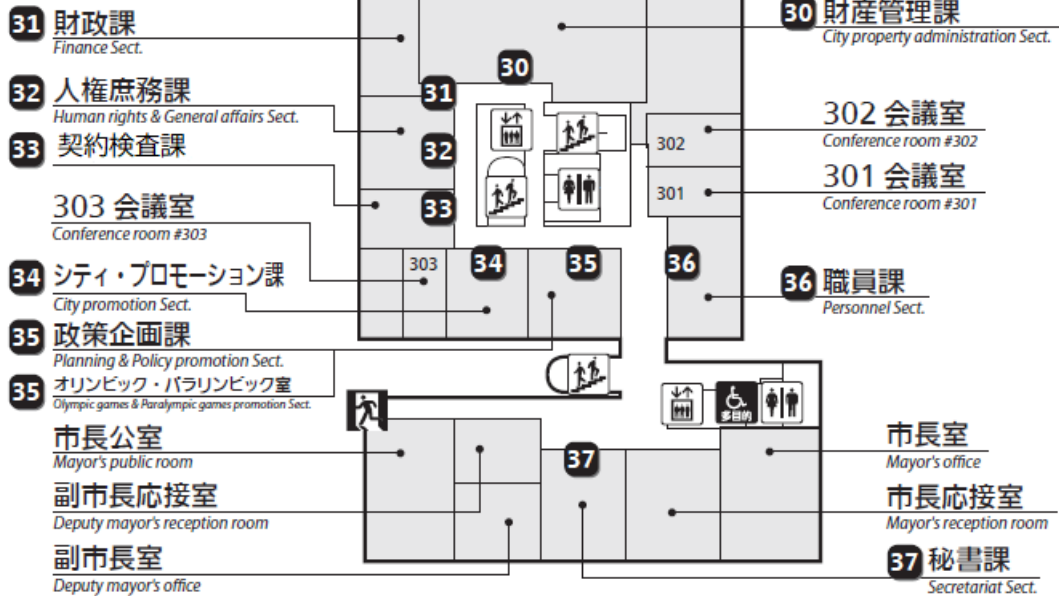
※ この内容は令和5年4月現在のものです。日時等は変更される場合がありますので、ご利用の際は各問い合わせへご確認ください。



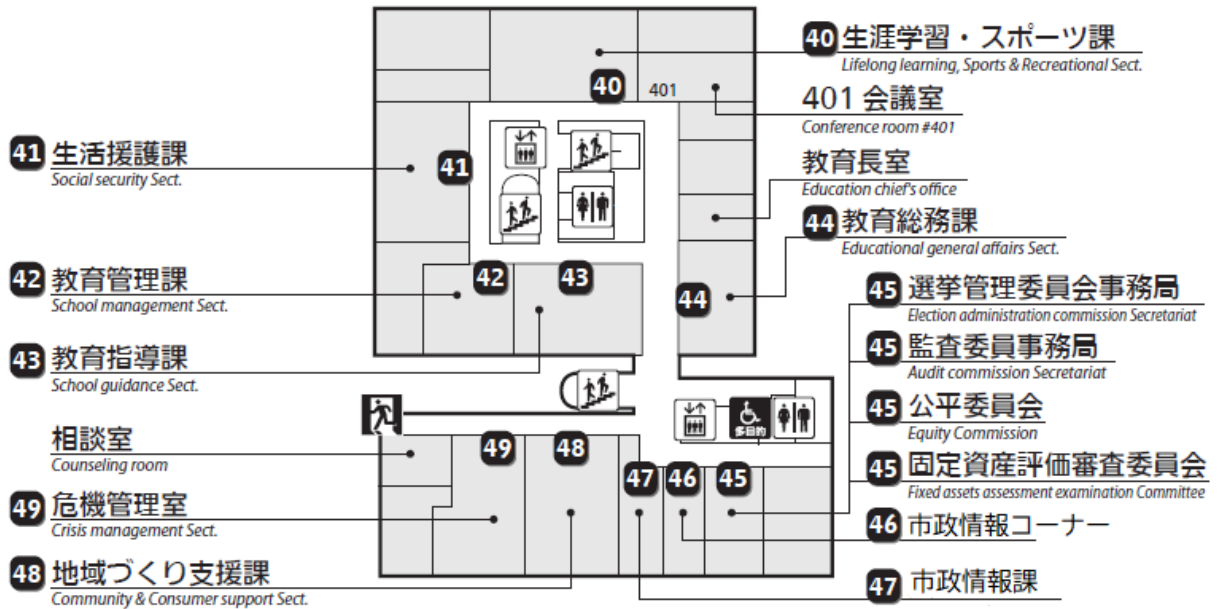
2F



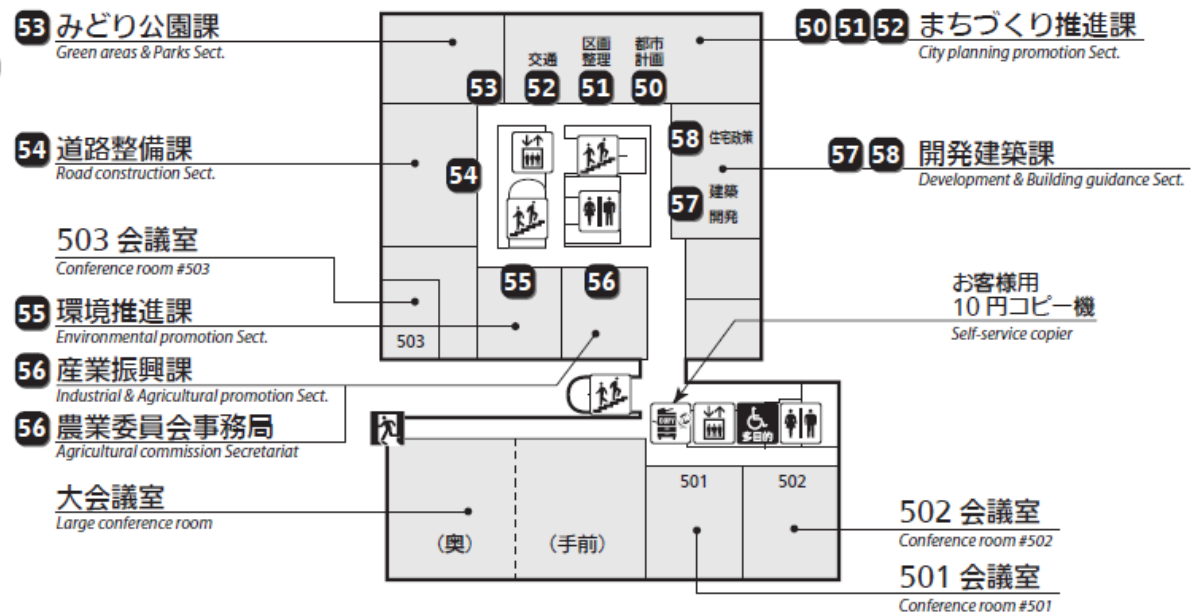
3F



4F



5F



委任状

代理人
(窓口に来られる方)

① 住所 _____

② 氏名 _____

③ 生年月日 _____

私は、上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。

委任事項
(委任したい事項は
個別に全てお書き
ください。)

④ _____

④記載例

・住所異動届の手続 ・住民票の請求 ・戸籍謄(抄)本の請求 など

※注意事項

- ・委任事項には「病気のため」や「引っ越しするため」等の委任する理由ではなく、委任する手続き名を明確に記載してください。
- ・白紙委任状等は認めておりません。

⑤ 令和 年 月 日

委任者
(委任する方本人)

⑥ 住所 _____

⑦ 氏名 _____ 印

(委任者の氏名は委任者本人が自署し押印してください。)

⑧ 生年月日 _____

朝霞市長 宛

※①～⑧までの事項は全て記載してください。記載されていない項目がある場合は委任状として認められませんのでご注意ください。